

○西紋別地区環境衛生施設組合同規約

制定 昭和50年4月1日網振興第509号指令
変更 平成4年11月12日網振興第2085号指令
平成19年2月21日網地政第4191号指令
平成21年3月12日網地政第4569号指令
令和3年10月1日オ地政第2539号指令

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は紋別市、滝上町、興部町、雄武町及び西興部村（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置並びに施設の維持管理に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は紋別市幸町2丁目1番18号に置く。

第2章 組合の議会

(組合議員の定数)

第5条 この組合の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とする。

2 組合議員は、組合市町村の議会の議員のうちから当該市町村の議会で選挙した者2人とする。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員の任期による。

2 組合議員が、組合市町村の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 組合議員が欠けた場合は、その組合市町村の議会において直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会は組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は組合議員の任期による。

3 議長に事故あるとき、又は欠けたときは副議長が議長の職務を行う。

第3章 執行機関

(組織及び選任の方法)

第8条 この組合に組合長1人、副組合長5人を置く。

2 組合長は、組合市町村の長が互選する。

3 副組合長は、組合長以外の組合市町村の長及び組合長の属する組合市町村の副市町村長をもって充てる。

(会計管理者)

第8条の2 この組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合長の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。

(組合長、副組合長の任期)

第9条 組合長の任期はその組合市町村長の任期による。

2 副組合長の任期は、その組合市町村のそれぞれの任期による。

3 組合長、副組合長がそれぞれの組合市町村の職を失ったときは、組合長、副組合長の職もまた失う。

(組合長の職務代理)

第10条 組合長に事故があるとき、又は組合長が欠けたときは副組合長がその職務を代理する。この場合においては、あらかじめ組合長が定めた順序で、その職務を代理する。

2 副組合長にも事故があるとき、又は副組合長も欠けたときは組合長の指定する職員がその職務を代理する。

(補助職員)

第11条 この組合に職員を置きその定数は条例で定める。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

3 組合市町村の職員が、この組合の職員を兼ねることができる。

(監査委員)

第12条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、識見を有する者のうちから選任する場合は、組合長の属する組合市町村の代表監査委員をもって充て、組合議員のうちから選任する場合は、組合長が組合議会の同意を得て1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては組合長の属する組合市町村の監査委員の任期とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

(議会及び監査委員等の事務)

第13条 この組合の議会及び監査委員等の事務は、第11条に規定する職員が行なうものとする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費)

第14条 この組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合市町村の負担金
- (2) 国庫支出金、起債及び寄附金等の収入
- (3) 使用料、手数料及びその他組合に属する収入

(組合負担金の負担方法)

第15条 組合市町村の負担金は、次の各号に定める方法により負担する。

- (1) 組合が維持管理及び施設建設に要する費用（償還元利を含む。）の負担金の割合は、組合議会の議決を経てこれを定める。
- (2) 組合が特に臨時経費を必要とするときは、その都度組合議会の議決するところによる。

第5章 雑則

第16条 前各条のほか、必要のある事項は、組合議会の議決を経てこれを定める。

附 則

この規約は、地方自治法第284条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年11月12日網振興第2085号指令許可）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年2月21日網地政第4191号指令許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、変更後の規約第5条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成19年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年4月1日から平成19年4月30日までの間は、変更前の規約第8条第1項中「助役及び収入役」を「副組合長」と、同条第3項中「助役及び収入役は組合市町村の助役及び収入役」を「副組合長は、組合市町村の副市町村長」と、「助役及び収入役」を「副組合長」と、第10条中「助役」を「副組合長」と、同条第2項中「吏員」を「職員」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年3月23日網地政第4569号指令許可）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和3年10月1日オ地政第2539号指令）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。